

議案第14号

財産（土地）の処分について

次のとおり財産（土地）を処分するため、地方自治法第96条第1項第8号及び北上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

1 処分する財産及び数量

北上市村崎野12地割14番1 外1筆
23,110.29平方メートル

2 処分の方法

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約とする。

3 処分する価格

320,000,000円

4 処分する相手方

岩手県滝沢市土沢220番地3
いわて生活協同組合
代表理事 阿部 慎 二

令和8年6月12日提出

北上市長 八重樫 浩 文

提案理由

北上北部産業業務団地の用地の一部を、いわて生活協同組合の事業用地として処分しようとするものである。

土地の表示

	所在地	面積 (㎡)	
1	北上市村崎野 12 地割 14 番 1	21,353	29
2	北上市村崎野 12 地割 14 番 9	1,757	
合計		23,110	29